

# 静かな空を もとめて

第4号

第3次新横田基地公害訴訟  
原告団ニュース



## 最終1469名の原告 がんばろう

### 5/11 第2回口頭弁論実施



地裁前の集会で進行する原告団

### あふれる熱気 雨を吹き飛ばす

第2回口頭弁論は5月11日あいにくの雨模様の中でしたが原告、支援者83名がバスや電車を使って裁判所に駆けつけ、熱心に裁判を傍聴しました。

第2陣原告166名を代表して、八王子の大内朱史さんと昭島の後藤岳志さんが裁判所に訴えました。

また、6月に環境省に「公害なくせ」と交渉を予定している全国公害被害者総行動実行委員会から、「基地公害を粘り強く取り組んでいる原告団に大きな期待をしている」との連帯挨拶がありました。

#### 【原告の陳述】

##### 1 大内朱史さん（八王子市）

3人のお子さんを育てる中で受けてきた被害の実態や、子や孫の世代まで騒音や飛行機墜落の危険性

のある横田基地をこのままにはできないと訴えました。

##### 2 後藤岳志さん（昭島市）

昭島市美堀町に27年住んでいるが、いっこうになくならない騒音。裁判所は真摯に向き合って解決のための判決を、と訴えました。自宅で行っている音楽活動を騒音によって中断され、再開するときどれ程エネルギーが必要かわかって欲しいと訴えました。

#### 【弁護団の陳述】

第1回弁論以降に提出した準備書面の内容をわかりやすく要点を伝えました。

##### 1 国の答弁への反論（杉野公彦弁護士）

民事訴訟で自衛隊機の飛行差止めを求めること、将来の損害賠償を求めることが適法であり審理をするべきだと訴えました。

##### 2 環境基準について（白根心平弁護士）

環境基準は、最低限達成されるべき基準であること、少なくとも70W以上の地域には受忍限度を超える騒音被害が生じていることを明らかにしました。

##### 3 被害（佐藤宙弁護士）

原告は深刻な睡眠妨害を受けていること、健康被害が生じる危険性がある騒音が生じていること、日常生活をあらゆる面で妨害されている実態を訴えました。

発行 第3次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3 白鳥第2ビル302号 TEL/FAX 042-552-4451

## 原告の声

## 第2回口頭弁論を傍聴して

## 長きにわたる被害の訴え胸に迫る

瑞穂町 小暮 彰

原告2人の意見陳述はとても感動的でした。3人の子育て中に受けた被害の報告をした大内さん。又、今回で3度目の原告になった後藤さん。共に長きにわたり、受けてきた騒音の実態が胸に迫って来ました。

横田基地の騒音は日常であり、今も続いています。弁護団は書面陳述で①飛行差し止めの訴えは民事訴訟に適法である事②騒音が受忍限度を超えている事③日常生活が健康被害の危険がある事を訴えました。私は、③被害の中に、防音工事の効果がなだけでなく、戸や窓が重くて、毎日不便な生活を強いられている実態（こと）も加えて欲しいと思います。そして、いつも笑顔を絶やさない団長の奥村さん、正に市議会との二刀流ですが、くれぐれもご自愛いただき、我々を導いて下さるようお願いしております。

## 異常な騒音に夜も眠れない

昭島市 掛谷 昇治

5月11日雨の中、第2回口頭弁論が立川の地裁でありました。私たち昭島の原告団は今回も昭島市の借上げバスで参加しました。私の住んでいる昭島市田中町は横田基地の南側進入路のほぼ真下にありますから、そのうるさは異常です。

今回は原告2名の意見陳述がありました。

騒音で起こされ眠れずに体調不良、オスプレイは振動が体に伝わり不快だ。墜落の怖さを感じる、横田基地をこのまま許してはいけないと陳述。

記者会見で原告団長の奥村博さんは、今回の訴訟が最後となるよう良い判決を勝ち取りたいと訴えました。口頭弁論の後も、夜中2時過ぎごろにうるさい飛行機の音がして目を覚ましてしまいました。

## 誰もが参加できる集会を

八王子市 中島 利美

事前集会・報告集会は小雨の中で強行された。みなさん、大変ご苦労さんでした！

高齢化の進みと長い裁判に慣れた影響もあり、関心が薄れてきている心配があります。今回の事前集会は特別傍聴券を持った人が主体で、一般傍聴券をもらう原告は参加しなかったため少なかったのではないのでしょうか？

原告の団結心と盛り上げを内外に示すもので、多くの人に参加すべきで、通り一遍のセレモニーになってはいけません。

行動に不自由な方を見かけましたが、支部とも連絡を取りやすいなどの用意も考えてはどうでしょうか。裁判所の手荷物検査や傍聴券配布計画に合わせ時間に余裕をもった集会を考えてほしいと思いました。

## 何度も中断される大変な労力

福生市 瀧 欽子

陳述1人目の大内朱史さんは、今日まで19年にわたり5人の家族が騒音で長い間苦しんできたことを述べていました。お子様が通学していた小学校も75Wで騒音の被害があり、常に家でも学校でも騒音に苦しんできました。騒音地域外への引っ越しも考えたが、子どもたちの学校・友人関係などの問題で現在の住まいに引っ越したなどと切々と陳述していました。

大内さんの陳述を聞いてコンターの問題考えさせられました。本当に80Wと75Wの線引きは防衛省の判断。難しい問題です。大内さんは飛行差し止めを強く希望していました。これは原告団みんなの意見だと思いました。

陳述2人目の後藤岳志さんはお住まいが近くで同じような意見でしたので、後藤さんが話すたびに何度もうなずいてしまいました。

騒音で音楽活動を中断され、何度もやり直す大変さは労力とストレスをととても感じると思います。私たちも書類等の作成時に飛行機・オスプレイの騒音で集中できないことがあります。後藤さんも飛行差し止めを強く希望していました。

子どもの不安や生活を阻害される実態を訴え

# 事務局長就任にあたって

## 弁護団



弁護団事務局長  
小口 明菜 さん

本年2月に弁護団事務局長に就任いたしました。原告団のみなさんにご挨拶を申し上げます。

私は、本州で最も基地の多い神奈川県で生まれ育ちました。大和市内にあった祖母の家で聞いた戦闘機の轟音は、今でも耳の奥にこ

びりついています。家族で出かけたときに見かけた上瀬谷の広大な通信基地（現在は返還）は、そのとき感じた違和感とともに忘れられない風景のひとつです。こうした経験もあり、平和や人権に関する問題に取り組みたいと考えて弁護士を志しました。

弁護士1年目の2012年に横田基地公害訴訟弁護団に加入し、以後、侵害行為班、また事務局の一員として活動をしてきました。第2次新横田基地公害訴訟の第1回口頭弁論期日において、当時の原告団長大野芳一さんは「基地周辺住民は、静かで安全な生活環境を孫、子に引き渡したいとの一心で、生涯をかけて長い長い訴訟に取り組んできた」「私がこの訴訟半ばに亡くなることであろうとも、航空機騒音が無くならない限り、住民は、次々と訴訟を起こし続けなければなりません。」と意見陳述をされました。私はこの言葉が忘れられません。

私自身、7歳になる双子を育てる一人の親です。次の世代のことを考えるとき、静かな空を取り戻すためのたたかいは他人事ではないと思っています。周辺住民の方々の被害の抜本的解決がなされるそのときまで、みなさんとともにたたかい続けたいと思います。

## 被害を動画や写真で証明しよう！



どなたでも、裁判の証拠集めができます。ぜひ、スマホで写真や動画を撮って、原告団のウェブサイトにお寄せ下さい。

### 1 お手元にスマホを用意しよう

機種によって動画・写真の撮り方が違います。

- ・まずカメラアプリを動かしてみよう
- ・撮影時の注意点

①画面の向きを横型にするか、縦型にするか

⇒ 撮影しやすいのは縦型だが、ディスプレイなどで上映した際に見やすいのは横型だ。



②飛行機のアップはやりすぎない。

⇒ 地上の建物等が映ることで飛行機の高度がわかるようにするため。

③スマホをあまり揺らさないようにする。

⇒ 見やすさを優先させるため。

### 2 投稿の仕方

第3次新横田基地公害訴訟のホームページにアクセスしよう。(4面のQRコードから入れます)

画面右下の「サイドバー」をトントンと叩いてみよう。(タップする)



# 市民の被害感に寄り添った対応もとめる

## 日野支部で市への要請—詳細な騒音データの開示などを実現

日野支部では、2月2日に日野市に対して要請書を提出。要請内容は①騒音のデータ開示について、②環境基準に基づく騒音地域の認定について、③オスプレイの低周波音の被害調査について、④航空法や日米合意で決められたルールの順守、⑤自衛隊立川駐屯地のオスプレイの飛行停止について。その後、3月30日に、回答を受けての交渉を行いました。

### 詳細データ開示で被害の実相を明らかに

日野市内では「横田飛行場に係る航空機騒音」を旭が丘中央公園内で計測していますが、ホームページ上で公表している数値は年度の平均値であり、被害の実相が分かりにくいことから、飛行回数と騒音について詳細なデータを公表するよう要請。これに対しては、支部の要望に基づいて解析した日ごとの詳細データを提供してもらうことができました。



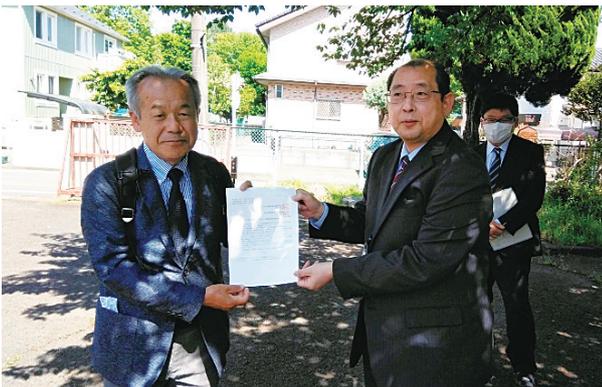
日野市への要請の様子

### 不正な飛行には担当者からも怒りの声

飛行ルール順守等に対しては「周辺自治体とともに引き続き安全確保等について求める」との回答に留まりましたが、2月に自衛隊立川駐屯地から飛来したオスプレイに対しては、担当課の職員からも「(禁止されている)場周経路以外で転換モードで飛行していたことを目視した」と憤りの発言が出され、市としても抗議していく意思が明示されました。

改めて、不正な飛行や被害感について「可視化」する大切さを実感する要請となりました。

## オスプレイホバリング中止を要請



要請書を手わたす奥村団長(左)

4月27日、横田防衛事務所に「CV-22 オスプレイのホバリング訓練の停止を求め」要請行動を行いました。

住宅地周辺でのオスプレイによるホバリングは、居住地から100メートルも離れていない場所での長時間にわたる訓練は人権無視であり即刻中止することを求めました。また、2018年から1年間同事務所が実施してきた「目視によるオスプレイの飛

行把握」を再開し、実態をきちんと把握することを求めました。

対応した事務所次長は「北関東防衛局に要請があったことを伝えます。」「ホバリング被害については、現場で確認しています。」という不誠実な答えでした。具体的な解決策を示すことを原告団として今後も求めていきます。

### ◆ 次回の弁論は9月14日(木)

9月14日(木) 午後2時から

12月7日(木) 午後2時から

東京地裁立川支部

多くの傍聴で国に被害を認めさせよう

<https://3rd.yokota-kougai.com/>

静かな空を求めて

検索

